

融資のご案内

福岡市農林業金融資金は、市内の農林業者の方々の経営の安定・向上を目的として、必要な事業資金を融資するための制度です。ぜひ、ご利用下さい。

お申込みができる方

以下のいずれかに該当する方

- ・市内に住所を有する農林業者
- ・市内に主たる事務所、事業所を有し、農林業者が組織する生産組合又は農林業団体
- ・市内で農林業を営む農林業者、農林業者が組織する生産組合等又は農林業団体

※借入の際は、農協及び福岡市の審査があります。

必要な書類

- ・福岡市農林業金融資金申込書
- ・見積書、カタログ
- ・設計書
- ・経営計画 等

(令和7年4月1日現在)

資金の種類	主 な 融 資 対 象 事 業	融資限度額	融資利率 (年利率)	融 資 期 間			
				償還期間	左のうち据置		
設備資金	(1) 農地林地及び農林業用施設の改良造成資金 (2) 耐用年数概ね5年以上の農林業用機具の購入資金 (3) 乳牛及び繁殖用中大家畜の導入資金 (4) 農畜産物の加工・販売事業に必要な施設・設備の導入資金 (5) その他市長が認める設備資金	事業費の範囲内で 個人 1,000万円 団体 2,000万円	0.5%	7年以内	2年以内		
	経営資金	(1) 新しい技術を導入及び農林業経営改善に必要な生産販売資材の購入資金 (2) 農畜産物の加工・販売事業に必要な経営資金 (3) その他市長が認める経営資金		事業費の範囲内で 個人 200万円 団体 600万円	3年以内	なし	
		後継者資金		農業を主たる職業として将来農業経営を実質に承継する方 (1) 家族農業経営の中で新たな部門経営を自らの創意と責任によって近代的な農業技術または経営方式を実地に習得するため経営を開始する場合に必要な種苗・家畜・資材・機械等の購入費及び施設の改良造成資金 (2) その他市長が認める後継者資金	事業費の範囲内で 1人あたり 1,000万円	7年以内	2年以内
				畜産環境整備資金	(1) 現在の経営施設を適地へ移転し新たに基盤の造成と近代化施設を整備するための資金 (2) その他市長が認める畜産環境の整備・保全に必要な資金	事業費の範囲内で 1融資対象者あたり 1,000万円	10年以内
	園芸施設整備資金	(1) 園芸作物の育成管理施設・貯蔵施設・処理加工施設・出荷施設等の改良取得資金 (2) 園芸の土地改良及び造成に必要な資金 (3) その他市長が認める園芸施設の整備に必要な資金			事業費の範囲内で 個人 1,500万円 団体 3,000万円	12年以内	2年以内
林業資金		(1) 造林及び植栽木の保育等に要する資金 (2) その他市長が認める林業資金		事業費の範囲内で 個人 300万円 団体 1,000万円	25年以内	10年以内	
		新規就農資金		農業経営を開始して5年以内の方で、農業に関する研修を受講したことがある方または農家等での就農経験がある方 (1) 新規就農に必要な種苗・資材・機械・器具等を購入する資金 (2) その他市長が認める新規就農に必要な資金	事業費の範囲内で 1人あたり 200万円	7年以内	2年以内

お申込み窓口

福岡市農業協同組合 / 福岡市東部農業協同組合